## 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」に係る 共同ワーキング・チームにおける検討結果(報告)

## 1. 背景等

令和2年11月6日に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、企業会計の監査基準が改訂された。

具体的には、①監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容(以下、「その他の記載内容」(※1)という。)について、監査人の手続を明確にするとともに、監査報告書に必要な記載を求める、②近年の公認会計士・監査審査会(金融庁)の検査結果において、重要な虚偽表示のリスク(※2)の評価に係る手続や特別な検討を必要とするリスクに対応する手続が適切に実施されていないとの指摘がなされている点、国際的な監査基準との整合性を確保する点などを踏まえ、リスク・アプローチ(※3)の強化を図る、といった内容となっている。

これを踏まえ、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会と財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チームにおいて令和2年11月9日から令和3年3月19日までの合計3回の会合を開催し、現行の「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(以下「独立行政法人の監査基準」という。)について、改訂の要否及び改訂が必要とされる内容を検討した結果を、改訂案として報告するものである。

- (※1)独立行政法人における「その他の記載内容」に相当する部分は、事業報告書のうち、「会計に関する部分以外の部分」が該当する。
- (※2) 重要な虚偽表示のリスクとは、監査が実施されていない状態で、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書(以下、「財務諸表等」という。)に重要な虚偽の表示が存在するリスクをいい、誤謬による重要な虚偽表示のリスクと不正による重要な虚偽表示のリスクがある。なお、独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等全体レベルと財務諸表等項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価する。
- (※3) リスク・アプローチとは、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的で効率的な監査を実施しようとするもの。

## 2. 改訂案の内容

企業会計の監査基準の改訂を踏まえ、「その他の記載内容」及びリスク・アプローチの強化について修正を行った。

- ① 「その他の記載内容」について
  - ・監査報告書において記載すべき事項を明確にすることにより、会計監査人の「その他の記載内容」に係る役割をより一層明確化。

- ・会計監査人の「その他の記載内容」に対する手続として、「その他の記載内容」を通読し、 「その他の記載内容」と財務諸表等又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間に重要 な相違があるかどうかについて検討することを明確化。
- ② リスク・アプローチの強化について
  - ・財務諸表等項目レベルにおいて、重要な虚偽表示のリスクのより適切な評価のため、固有 リスクと統制リスクを分けて評価することとした。
  - ・さらに特別な検討を必要とするリスクについては、固有リスクの評価を踏まえた定義とした。
  - ・加えて、会計上の見積りについて、リスクに対応する監査手続として原則、独立行政法人 の長が採用した手法並びにそれに用いられた仮定及びデータを評価する手続が必要であ る点を明確化。
- ③ その他、会計監査人が監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を報告する方法について、書面に限定していたものを書面以外の方法でも可能とするなど、今回の改訂と併せて一部表現を修正等。

## 3. 適用時期

企業会計の監査基準の実施時期との整合性を図るため、改訂後の独立行政法人の監査基準のうち、「その他の記載内容」(第6章第5節第2及び第6)については、令和4年3月決算に係る監査から実施し、リスク・アプローチの強化(第6章第4節第2及び第3)については、令和5年3月決算に係る監査から実施する。また、「その他の記載内容」及びリスク・アプローチの強化を除く箇所については、令和3年3月決算に係る監査から実施する。

共同ワーキング・チームにおける検討実績 (参考)

開催日等	議題
第21回(11月9日)	論点の整理(検討の背景と今後の方向性 ほか)
第 22 回 (1月 22 日)	論点の整理(「その他の記載内容」の範囲 ほか)
第23回(3月19日)	独立行政法人の監査基準(案)の検討

以上